函館市
地方就職支援金のご案内

（令和７年(2025)年度版）

経済部雇用労政課

目　　次

１　　地方就職支援金とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１

２　　交付対象　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１

３　　交付額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ３

４　　申請書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ５

５　　交付の条件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ８

６　　支援金の返還　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ８

７　　申請の期限　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ９

８　　問合せ・申請書等の提出先，提出方法　・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ９

1　　地方就職支援金とは

地方就職支援金とは，東京圏内に居住し，かつ，東京都内に本部がある大学・大学院の東京圏内のキャンパスに通い卒業・修了した方で，道内企業への就職のため函館市に移住した方に対し，国，北海道，函館市が共同で，この企業に就職するために要した就職活動の交通費と移住にあたり要した移転費（引越し代）を支援するものです。

※　交通費は，在学中（内定後）の申請も可能です。

2　　交付対象

下記の【移住等に関する要件】（１）～（３）および【就業に関する要件】（１）・（２）の全てを満たす方が対象となります。

【　移住等に関する要件　】

（１）移住元に関する要件

次のアおよびイのいずれにも該当すること。

ア　大学または大学院（以下，「大学等」という。）の卒業・修了年度において，東京都内に本部がある大学等の東京圏内（※１）のキャンパスのうち，条件不利地域（※２）以外の地域のキャンパスに原則として４年以上在学し，当該大学等を卒業・修了していること。交通費については，同様の大学等に在学中（卒業・修了見込）の申請も可とする。

※１　「東京圏内」とは，東京都，埼玉県，千葉県および神奈川県をいいます。

※２　「東京圏のうちの条件不利地域」は，下記の市町村をいいます。

- 東京都：檜原村，奥多摩町，大島町，利島村，新島村，神津島村，三宅村，御蔵島村，八丈町，青ケ島村，小笠原村
- 埼玉県：秩父市，飯能市，本庄市，越生町，小川町，川島町，吉見町，鳩山町，ときがわ町，横瀬町，皆野町，長瀞町，小鹿野町，東秩父村，神川町
- 千葉県：銚子市，館山市，旭市，勝浦市，鴨川市，富津市，いすみ市，南房総市，匝瑳市，香取市，山武市，栄町，多古町，東庄町，九十九里町，芝山町，横芝光町，白子町，長柄町，長南町，大多喜町，御宿町，鋸南町
- 神奈川県：三浦市，山北町，箱根町，真鶴町，湯河原町，清川村

イ　大学の卒業年度において，東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

（２）移住先に関する要件

次のア～ウの全てに該当すること。

ア　函館市に移住していること。交通費の申請にあたっては，勤務地が北海道内の企業に就職が内定し，函館市に移住する意思を有している場合も対象。

イ　地方就職支援金の申請時において，大学等の卒業・修了日から１年以内かつ就業開始日から１年以内であること。在学中に交通費を申請する場合は，就業開始予定日の１年前から申請が可能。

ウ　函館市に，地方就職支援金の申請日から５年以上継続して居住する意思を有していること。

（３）その他の要件

次のア～ウの全てに該当すること。

ア　暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ　日本人である，または外国人であって，出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」，「日本人の配偶者等」，「永住者の配偶者等」，「定住者」，および日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

ウ　その他，北海道知事および函館市長が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

【　就業に関する要件　】

（１）就業先に関する要件

次のア～オの全てに該当すること。

ア　勤務地が北海道内に所在する企業等に，大学または大学院を卒業・修了してから１年以内に就職していること。在学中に交通費を申請する場合は，その見込みであること。

イ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業者またはこれに類する風俗営業者でないこと。

ウ　暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

エ　官公庁等（第三セクターのうち，地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

オ　就業者にとって３親等以内の親族が代表者，取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

（２）就業条件等に関する要件

次のアおよびイのいずれにも該当すること。

ア　週２０時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。在学中に交通費を申請する場合は，その見込みであること。

イ　函館市からの通勤が可能な地域への勤務地限定型社員（※３）としての採用であること。在学中に交通費を申請する場合は，その見込みであること。

※３　「勤務地限定型社員」とは，転勤する地域が函館市から通勤が可能な範囲に限定されている，転居を伴う転勤がない，または転勤が一切ない社員をいいます。

３　交付額

地方就職支援金の交付額は，次のとおりです。

（１）交通費

北海道内の企業の採用面接，採用試験等に要した往復交通費の１／２の額

（上限額２６，０００円）

基準	交付額
①　実際に要した往復交通費の総額が52,000円以上の場合	26,000円（上限額）※４
②　実際に要した往復交通費の総額が52,000円未満の場合	実際に要した往復交通費の総額の１／２以内の額（千円未満切捨）

※４　北海道が渡島総合振興局管内の市町村（函館市）に対し規定した上限額。選考面接が道内他総合振興局・振興局管内で行われた場合において，当該地について道が設定した上限額がより低額である場合は，その額を上限とすることになります。

＜対象となる経費＞

・　企業説明会，インターンシップや内定後の懇親会等に係る経費は対象外です。
・　移動した日付，区間，金額がわかる領収書等により，実際に要した交通費が確認できる経費（※５）が対象となります。

※５　自家用車を使用した場合，または徒歩・自転車で移動したことにより交通費が発生しなかった場合は交付対象外となります。

（２）移転費

北海道内の企業への就職に伴い，函館市に転入した際に要した引越し代の実費額（上限額４１８，５００円。ただし，引越業者３社からの見積書などで，移住に要する最低限の実費であることが証明できない場合（※６）は，１１３，５００円が上限額となります。

＜対象外となる経費＞

移転費は「運送費用」を想定しているため，下記の経費は対象外経費となります。

・　個人的な趣味のために大型であるものや，個人的な嗜好の強いものを運搬等する際の追加費用
・　自家用車，オートバイ等を運搬等する際の追加費用
・　荷造り，荷解きにかかる追加費用（いわゆる「おまかせパック」等を利用したことによる追加費用であり，追加の作業員に係る補助車両費を含む。）
・　工事，設置等に係る追加費用
・　家具，家電等の購入費およびレンタル料
・　修繕費（ハウスクリーニング等の原状回復費用を含む。）
・　家電リサイクル費用
・　不用品，不要品，粗大ごみ回収費用
・　荷物を一時保管する場合の追加費用
・　敷金，礼金，仲介手数料等
・　物件の下見にかかる費用
・　友人等の手伝い者の謝礼および食事代

※６　下記の書類の提出があった場合に「最低限の実費であることの証明」と判断します。

- 引越業者３社から見積書（対象外経費を区別できるもの）を取得し，依頼した場合
- 引越業者３社未満しか見積書を取得していないが，業者を広く検索したうえで依頼した場合（取得した見積書，メタサーチサイトの検索画面）
- 宅配便で引っ越した場合（引越業者へ依頼したと仮定した場合よりも安価であると分かる資料）
- 自家用車・レンタカーで引越しした場合（高速道路料金，ガソリン代が社会通念上相当であるとわかる資料や，レンタカー代金について借入期間，車種，オプションが最低限であるとわかる資料）

４　申請書類

地方就職支援金の申請にあたっては，次頁からの申請書および添付書類を提出してください。

＜申請書・添付書類一覧＞

【交通費】

No.	必要書類
1	函館市ＵＩＪターン新規就業支援事業における地方就職支援金交付申請書（別記第１号様式） 地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項（別紙１）およびＵＩＪターン新規就業支援事業に係る個人情報の取扱い（別紙２）を必ず確認してください。
2	就業証明書（別記第３号様式） 在学中に申請する場合は，内定証明書（別記第４号様式）
3	写真付き本人確認書類　１種類 例）運転免許証，マイナンバーカード，パスポートなど
4	卒業・修了証明書 卒業・修了日が就業開始日から１年以内のもの。 在学中に申請する場合は，在学証明書（※）を提出してください。 ※　卒業年度の証明であることがわかるもの。学年の記載がない場合には，発行済の証明書に大学の加筆・押印（公印）があるものをもって証明とします。
5	交通費の領収書
6	住民票の写し 函館市に転入後のもの。在学中に申請する場合は不要です。
7	移住元の住所を確認できる資料　１種類 例）(1) 移住元の住民票除票の写し (2) 賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃支払いがわかる書類を添えてください） (3) 卒業年度の複数月の公共料金領収書（居住地がわかるもの）
8	振込先の預金通帳またはキャッシュカードの写し

【移転費】

No.	必要書類
1	函館市ＵＩＪターン新規就業支援事業における地方就職支援金交付申請書（別記第２号様式）
	地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項（別紙１）およびＵＩＪターン新規就業支援事業に係る個人情報の取扱い（別紙２）を必ず確認してください。
2	就業証明書（別記第３号様式）
3	写真付き本人確認書類　１種類
	例）運転免許証，マイナンバーカード，パスポートなど
4	卒業・修了証明書
	卒業・修了日が就業開始日から１年以内のもの。
5	移転費の領収書
6	引越業者３社からの見積書等
	113,500円を超えて申請する場合は，「移転に必要な最低限の実費であることが確認できる書類」の提出が必要です。この書類の提出がない場合の上限額は，113,500円になります。
7	住民票の写し
	函館市に転入後のもの。在学中に申請する場合は不要です。
8	移住元の住所を確認できる資料　１種類
	例）(1) 移住元の住民票除票の写し (2) 賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃支払いがわかる書類を添えてください） (3) 卒業年度の複数月の公共料金領収書（居住地がわかるもの）
9	振込先の預金通帳またはキャッシュカードの写し

5　交付の条件

▼　転入日から５年以内の住所変更や就業日から１年以内の勤務先（勤務地）の変更など，**交付要件に係る申請時の届出内容等に変更が生じたとき，または変更があることが明らかになったときは，速やかに函館市に連絡のうえ，「地方就職支援金住居・勤務地変更届（別記第８号様式）」によりその内容を報告してください**。

▼　申請日から１年，３年および５年経過時に，支援金の交付を受けた方に対し照会を行い，届出内容に係る変更の有無等について報告をしていただきます。

▼　地方就職支援金に関する報告および立入調査について，北海道および函館市から求められた場合には，これに応じていただきます。

6　支援金の返還

地方就職支援金の交付を受けた方が次のいずれかに該当する場合は，支援金の全額または半額を返還していただきます。ただし，雇用企業の倒産，災害，病気等のやむを得ない事情があると北海道および函館市が認めた場合は，返還対象外となる場合があります。

（１）全額の返還

ア　虚偽の交付申請等をした場合

イ　大学等に在学中に交付申請する場合において，交付申請日から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合

ウ　大学等に在学中に交付申請する場合において，交付申請日から１年以内に函館市に転入しなかった場合（ただし，交付申請時に既に函館市に住民票がある場合を除く。）

エ　就業日から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし，退職日から３か月以内に別の道内企業等に就業する場合を除く。）

オ　函館市への転入日から３年を経過する前に函館市以外の市区町村に転出した場合。ただし，函館市から住民票を移さず転出していた者については，要件を満たす企業等への就業開始日または交付申請日のいずれか遅い日から３年を経過する前に函館市以外の市区町村に転出した場合。

（２）半額の返還

函館市への転入日から３年以上５年以内に函館市以外の市区町村に転出した場合。ただし，函館市から住民票を移さず転出していた者については，要件を満たす企業等への就業開始日または交付申請日のいずれか遅い日から３年以上５年以内に函館市以外の市区町村に転出した場合。

７　申請の期限

令和８年(2026年)１月２０日（火）までに申請してください。

ただし，予算の範囲内で実施しますので，申請状況によっては締め切り前に終了する場合があります。申請要件を満たしている場合は，なるべく早めに担当部署に相談のうえ，申請を行ってください。

８　問合せ・申請書等の提出先，提出方法

（１）問合せ先・申請書等の提出先

函館市役所経済部雇用労政課

〒040-8666　北海道函館市東雲町４番１３号

TEL：0138-21-3309　FAX：0138-27-0460

E-mail：koyo@city.hakodate.hokkaido.jp

（２）申請書等の提出方法

上記の提出先へ，持参または郵送により提出してください。

（FAX・E-mailでの提出は不可）